



努力義務である従業員50人未満の事業所が、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、医師による面接指導をした場合に、事業主の費用を助成してくれる制度があります。助成額はストレスチェックを行った場合、1従業員に対して500円を上限としての実費支給。また、産業医の1回の活動に対して21500円を上限として実費を支給してくれます。申請期間の決まっている助成金ですので、詳細は、労働者健康安全機構又は最寄りの産業保健

実施促進のための
助成金活用

総合支援センターへお問合せください。

これからの活用方法

現在のようないT化、国際化といった経済状況の中では、仕事のスピード、従業員に求められる能力も年々高まっています。そうした緊張感のある職場では労働者の方たちの心理的な負担が増しているのは間違いありません。これまで後ろ向きだったメンタルヘルス対策に関し、ストレスチェックの施行のおかげで、従業員自身のストレスがどのような状態にあるのかを知り、事業所もどのようなところにストレスを与えているのかを認識できるようにになりました。さらに、互いのコミュニケーションを深める機会にもつながったのです。今後も導入されたことへのメリットに期待大。努力義務対象の事業所であっても、簡易的ストレスチェックで十分ですので、ぜひ取り入れて社内での活性化につなげて欲しいですね。もちろん、社会保険労務士もお手伝いいたします。

※厚生労働省版実施プログラム [<https://stresscheck.mhlw.go.jp/>]

自社内での実施を行う場合に有効活用できる以下の機能が盛り込まれています。

①	労働者自身が画面でストレスチェックを受けることができる機能
②	労働者の受検状況を管理する機能
③	労働者が入力した情報に基づき、あらかじめ設定した判定基準に基づき、自動的に高ストレス者を判定する機能
④	個人のストレスチェック結果を出力する機能
⑤	あらかじめ設定した集団ごとに、ストレスチェック結果を集計・分析(仕事のストレス判定図の作成)する機能
⑥	集団ごとの集計・分析結果を出力する機能
⑦	労働基準監督署へ報告する情報を表示する機能

PROFILE

アスミル社会保険労務士 代表
櫻井 好美 (さくらい よしみ)

1970年茨城県生まれ、成城大学経済学部卒。株式会社ヤナセへ入社、その後経営コンサルティング会社を経て、平成14年社会保険労務士事務所開業。給与計算代行、保険関係の届出、就業規則の策定、人事評価制度の支援等幅広く業務を展開。最近では、建設業の社会保険未加入問題に特化し、国土交通省の委託セミナーの講師も務める。

ストレスチェックは
思ったほど
そんなに恐くない。

「導入されたことへの
メリットに期待大」

アスミル社会保険労務士事務所
株式会社アスミル
代表・特定社会保険労務士

櫻井 好美

Yoshimi Sakurai

平成27年12月1日に法律が施行され、
従業員50人以上の事業所は、
1年に1回のストレスチェックの実施が義務化。
スタートしてから2年目に入る状況はいかに?!
その現況とこれからを聞きました。

ストレスチェックの
導入の背景

昨今では、精神障害での労災認定件数が3年連続で過去最高を更新したことに伴い、職場のメンタルヘルス対策は未だかつてない深刻な状況に陥っています。

そのような中、メンタルヘルス不調者を未然に防止する策として次の2つが重要であることから、ストレスチェック制度が設けられました。
①職場環境の改善等により心理的負担を軽減させること
(職場環境改善)
②労働者のストレスマネジメントの向上を促すこと
(セルフケア)

施行後の現況は

もうすでに実施している事業場もあれば、まだよく分からず手をつけていない事業場も見受けられます。

ストレスチェックとは、質問票を労働者が回答すること、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。問われている

る項目に答えていくと、すべてストレスに該当するのでは?と不安に思っている事業主の声も多く耳にしました。ところが、施行されてから2年目。現況はというと、悪い結果が出たというケースは意外にも未だ出ていません。

厚生労働省版
プログラムがリリース

厚生労働省はスタート初期の手探り状況から、今年に入りver.2.0(無料)のプログラムをリリース。このプログラムでは、以下(P55※)の機能が盛り込まれ、自社内での実施を行う場合に有効に活用できるものになっています。

ただし、実施するにあたり、体制や役割分担を決めなくてはならず、自社だけの推進が難しいような場合は、専門家を交えていくことがスムーズに推進していくためのポイントです。実際は、外注されるケースがほとんどでしょう。実施後には労働基準監督署への報告が必要のことから社会保険労務士をご活用いただける分野でもあります。